

平成31年度(令和元年度)部活動活動方針

千葉市立 若松中学校
校長名 古市 直彦

<p>教育目標</p>	<p>○学校教育目標である、「人間性豊かな心もち、実践力のある生徒の育成」の具現化に向けて、生徒のよりよい心身の成長を目指した部活動運営を行う。</p> <p>○部活動は、生徒がスポーツや文化および芸術等に親しみ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するものとして、学校教育の一環として行うものである。また、体力や技能の向上を図る以外にも、好ましい人間関係の形成や社会性・公共性を身につけるなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。</p> <p>○部活動を通して、生徒の思いや目標を尊重し、自主的・自治的な態度を育成し、達成感や成就感を味わわせることで、学校生活の充実を図る。また、部員や顧問、他校の生徒等と幅広く関わりをもつことで、精神面や社会性の成長へとつながり、学校教育目標に迫る活動が期待できる。</p>
<p>部活動の 基本方針</p>	<p>【指導の基本方針】</p> <p>○顧問は、担当する部の特性等を踏まえ、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を工夫する。</p> <p>○過度な練習や行き過ぎた指導にならないよう、日頃から十分注意するとともに、言葉の暴力を含む体罰の根絶を徹底する。</p> <p>○部活動の意義を十分に理解させながら、生徒の自主的な活動を支えていくように配慮する。</p> <p>【活動時間について】</p> <p>○1日の活動時間は、平日は朝練習を含めて2時間程度とする(休憩は含まない)。準備や片付けの時間を30分間とする。</p> <p>○学校の休業日は3時間程度とする(休憩は含まない)。準備及び片付けの時間を各30分間とする。※長期休業中も同等の扱いとする。</p> <p>○学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設けること、平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、大会等のために土曜日・日曜日ともに活動した場合は、直近の平日を休養日とする。</p> <p>○日曜日に大会を控えている場合は、土曜日に活動を行ってもよい。その際、直近の平日を休養日とする。</p> <p>○生徒の学習時間の確保ができるよう、定期試験前5日間は部活動停止とする。ただし、大会等の場合は、学校長の許可を得て活動する場合もある。</p> <p>○生徒が十分な休養を取り、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう以下のオフシーズンを設ける。</p> <p>お盆期間中 年末年始</p> <p>○市教研・校内研修会・職員会議の日は活動を行わない。</p> <p>○運動を伴わない活動(見学等)については、その都度管理職に相談することとする。</p> <p>【事故防止】</p> <p>○顧問は、指導にあたる際、けが・熱中症等の発生に十分注意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。また、けが等が発生した場合は迅速かつ適切に保護者や医療機関と対応し、管理職、養護教諭への報告・相談を行う。</p> <p>○顧問は活動場所の管理を徹底し、異常がみられる場合はすぐに管理職に伝達する。安全が確保されない場合は、活動を行わない。</p> <p>○校外で活動する場合は原則公共交通機関を利用する。自転車の利用はしない。</p> <p>【保護者との連携等】</p> <p>○顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、校長へ提出するとともに、生徒・保護者へ周知する。</p> <p>○顧問は、年度始めの保護者会等で、学校全体の目標や方針、各部の目標や方針、計画等について説明し、理解を得ながら活動する。</p> <p>○他校と合同チームを組む場合は、管理職に相談し許可を仰いだうえで、保護者にも周知する。</p>